保護者様

学校名　鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校

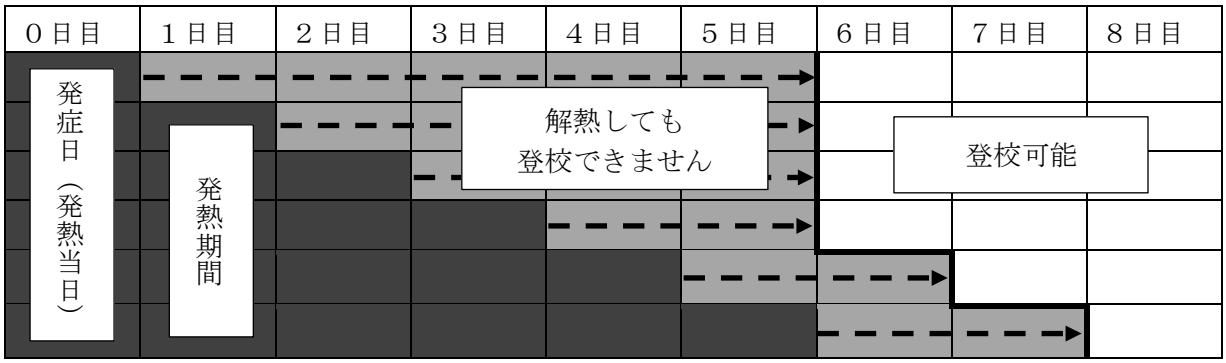
学校感染症届出書　提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第１９条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受け、登校できない療養期間（症状が改善すれば登校可とされる場合もあります）を確認してください。感染のおそれがなくなり、登校できるようになりましたら、保護者の方が下記の必要事項をご記入いただき、学校へご提出ください。

これは、学校における蔓延予防の対策となりますのでご理解いただきますようお願いします。

学校において予防すべき感染症　（R6.11.22 改正）	
第１種	①　エボラ出血熱　②クリミア・コンゴ出血熱　③痘そう　④南米出血熱 ⑤ペスト　⑥マールブルグ病　⑦ラッサ熱　⑧急性灰白髄炎　⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ(血清亜型が H5N1、H7N9 に限る)
第２種	①**インフルエンザ**(特定鳥インフルエンザを除く)　②百日咳　③麻しん ④流行性耳下腺炎　⑤風しん　⑥水痘　⑦咽頭結膜熱　⑧**新型コロナウイルス感染症** ⑨結核　⑩髄膜炎菌性髄膜炎
第３種	⑤　コレラ　②細菌性赤痢　③腸管出血性大腸菌感染症　④腸チフス ⑤パラチフス　⑥流行性角結膜炎　⑦急性出血性結膜炎 **⑧その他の感染症（裏面に記載しています）**

【インフルエンザの登校可能日】



（学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間の基準より）

学校感染症届出書

鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校長　様

年　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【病名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　インフルエンザの場合〔Ａ・Ｂ型〕　※受診した医療機関に確認してください

【療養期間】　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

【□】　療養期間が示されず、「症状が改善すれば登校可」等と診断された場合は、左の□にチェックしてください。

【受診した医療機関名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対　象　疾　病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第１種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ） 中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第２種	**インフルエンザ** (特定鳥インフルエンザを除く)	**発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで**
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	**発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。**
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第３種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 **・溶連菌感染症** **・ウイルス性肝炎** **・手足口病** **・ヘルパンギーナ** **・伝染性紅斑** **・マイコプラズマ感染症** **・感染性胃腸炎**	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで **※「その他の感染症」は、感染したら必ず出席停止になるものではなく、児童の全身状態や地域の感染状況等を踏まえ、医師が感染の恐れがあると判断された場合に出席停止となります。**

＊　重症急性呼吸器症候群については、病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。

＊　中東呼吸器症候群については、ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。

＊　鳥インフルエンザについては、血清亜型が H5N1 及び H7N9 とする。

＊　新型コロナウイルス感染症については、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

R6.11.22 改正